

議案第41号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会事務局等事務分掌規則中改正)

平成30年6月27日教育委員会事務局等事務分掌規則の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

平成30年7月27日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則(平成10年横須賀市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号の表中

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	保健体育課	を
横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	保健体育課	に改
(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて(仮称)横須賀市学校給食センターの設計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関する事項について審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。		

める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(附属機関)

第22条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課

(2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育政策課
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。	
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取り組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	
横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	
横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	保健体育課
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	

(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて(仮称)横須賀市学校給食センターの設計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関する事項について審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。
-------------------------------	--

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

